

平成 29 年度

財 政 援 助 団 体 等
監 査 報 告 書

浜田市監査委員

目次

第1	監査の種別	1
第2	監査の対象	1
1	団体名 一般社団法人 奥島根弥栄	
2	団体名 芸術と文化のまちづくり事業実行委員会	
第3	監査の着眼点	2
1	所管課	
2	補助金交付団体	
第4	監査の主な実施内容	2
第5	監査の実施場所及び日程	2
第6	団体の概要及び監査の結果等	2
1	一般社団法人 奥島根弥栄	
(1)	団体の概要	2
(2)	監査の結果	3
2	芸術と文化のまちづくり事業実行委員会	
(1)	団体の概要	4
(2)	監査の結果	5

第 1 監査の種別

財政援助団体等監査

第 2 監査の対象

1 団体名 一般社団法人奥島根弥栄

(弥栄自治区集落営農組織連携協議会から変更)

(1) 所管の部課名 弥栄支所産業建設課

(2) 補助金額(平成 28 年度)及び交付目的

ア 弥栄米ブランド化推進団体支援補助金 10,000,000 円

イ 同 834,739 円

(交付目的)

弥栄自治区で栽培される水稲の栽培基準を統一し、弥栄米としてブランド化する取り組み並びに大豆の新技术及び新品種の普及拡大を図る取り組みを行う団体に対して支援することにより、弥栄自治区の農業を活性化し、次世代に地域及び地域コミュニティを継承する。

ウ 浜田市弥栄自治区魅力づくり・情報発信事業補助金

4,998,000 円

(交付目的)

弥栄自治区で実施する魅力づくり・情報発信事業に対して、その事業に要する経費の一部又は全部を補助することにより、弥栄自治区の活性化及び産業振興、地域力の強化を図る。

2 団体名 芸術と文化のまちづくり事業実行委員会

(1) 所管の部課名 教育部三隅分室

(2) 補助金額(平成 28 年度)及び交付目的

ア 芸術と文化のまちづくり事業補助金 11,800,000 円

(交付目的)

芸術と文化のまちづくり事業実行委員会に対して、その事業に要する経費の一部を補助することにより、芸術と文化の振興を図り、もって外部との交流が促進され地域活性化を支援する。

第 3 監査の着眼点

1 所管課

- (1) 補助金に係る事務は規則等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱は整備されているか。
- (3) 補助金の交付目的及び対象事業内容は明確にされているか。
- (4) 補助金の履行状況、対象経費、効果等が実績報告書等により確認されているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 補助金交付団体

- (1) 補助金交付申請書の提出、補助金の請求及び受領、実績報告は適時に行われているか。
- (2) 補助事業は目的に沿って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳簿等の整備、記帳は適正にされ、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切にされているか。
- (4) 現金、預金通帳及び銀行登録印等は適切に管理されているか。

第 4 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、対象団体の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、抽出した諸帳簿等の書類を検査した。また、団体事務室の現地確認を行い、関係職員から説明を聴取した。

第 5 監査の実施場所及び日程

実施場所 監査委員事務局及び団体事務所

監査日程 平成 30 年 1 月 18 日から平成 30 年 3 月 16 日まで

第 6 団体の概要及び監査の結果等

1 一般社団法人奥島根弥栄

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 浜田市弥栄町長安本郷 542 番地 1

イ 設立年月日 平成 28 年 9 月 21 日

ウ 設立の目的 次の事業を営むことを目的とする。

(ア) 弥栄町内の農地の維持管理及び農林産物の生産販売に関する事業

(イ) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

エ 役員及び職員数（平成 28 年 9 月末現在）

役員 7 名（代表理事 1 名、理事 4 名、監事 2 名）

従業員数 2 名

(2) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、市補助金は交付目的に沿って概ね適正に事務処理が行われていると認められた。なお、軽易な事項については監査の過程において指摘したところであるが、以下の項目を意見とする。

7 決算書類について

決算報告書を確認したところ、売上高に補助金が含まれて一括計上されており、営業売上金額と補助金額を別々に確認することができない様式となっている。また、団体の決算期を 9 月としており、市の会計年度とは異なるため、補助金の効果検証を行うための、決算における事業売上の推移を把握することが容易にできない。補助金を除く事業売上が分からない様式では、経営計画、目標等を策定することが難しいと考える。決算書類の様式については、団体及び市の双方が確認しやすい様式となるよう見直しの検討をされたい。

イ 内部監査体制について

従業員が少ないため、お互いの業務実施状況をチェックする内部監査体制が整備できない状況となっている。団体の運営には市が関わり、また、多額の補助金を交付している状況から、内部監査の体制づくりは市も協力し、適切な事業執行が行われるよう取り組む必要がある。

ウ 出納事務規程の整備について

団体においては、事務処理規程、出張旅費規程を整備し組織の適切な運営を図っているが、具体的な経理事務に関する規程について整備されていない。会計業務を正確かつ迅速に処理するため、出納事務規程を整備し、適切な事務執行に努められたい。

なお、業務委託、物品購入等の発注先の選定においては、入札を行い、経済的な相手方の選定に努めているが、1者に限定して発注している場合も多くあり、その場合は、選定の理由を明確にする必要がある。

イ 支払処理について

業務委託料、物品購入費等の支払いについて、請求書を受理後の支払い時期が遅い支出伝票が見受けられた。支払いは、請求内容を確認後、契約等に基づき速やかに支払いするよう改善されたい。なお、財源不足の状況が支払遅延の原因としてあれば、補助金の交付時期について所管課と協議し、計画的に、円滑な事業運営が行われるよう調整されたい。

オ 補助金交付に係る指導監督について

補助金交付申請書、実績報告書等の書類を確認したところ、団体名の記載不足、金額の誤り等が見受けられた。市が書類を受付する際には、記載内容に漏れや誤りがないか十分確認を行い、適切な事務処理が行われるよう指導されたい。支出内容については、実績報告書の受付の際に団体と詳細な確認作業が行われていた。今後も事業の進捗状況、経営状況の指導監督を十分行うとともに、団体の運営に当たり市の関与が多大なことから、補助金の交付終了後においても、経営状況、補助金交付の公益上の趣旨が十分継続して経営されるよう指導助言を行われたい。

2 芸術と文化のまちづくり事業実行委員会

(1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 浜田市三隅町古市場 589 番地

イ 設立年月日 平成 23 年 4 月 1 日

ウ 設立の目的

石本正画伯の石正美術館とユネスコ無形文化遺産一覧表記載の石州半紙、この二つの本物の芸術・文化を核としたイベントを開催して情報発信と地域外との交流を行い、地域住民自ら郷土の芸術と文化に自信と誇りを感じて、地域ぐるみの取り組みで浜田市に交流人口を呼び込み地域活性化を図る。

エ 事業内容

(ア) 「芸術と文化のまちづくり事業」全体の企画、運営に関すること。

(イ) 企画・運営活動をとおした情報発信と参加者相互の交流に関すること。

(ウ) その他地域文化・芸術を高めるための活動や地域活性化につながる取り組みに関すること。

オ 役員及び職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

6 名（実行委員長 1 名、副委員長 2 名、事務局職員 2 名、監査 1 名）

(2) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、市補助金は交付目的に沿って概ね適正に事務処理が行われていると認められた。なお、軽易な事項については監査の過程において指摘したところであるが、以下の項目を意見とする。

7 現金等の管理、出納事務規程の整備について

事業実施のため切手をまとめて購入しているが、換金性が高いことを考慮し、必要以上の切手を保管することのないよう、管理台帳を整備の上、現金及び通帳等と同様に適切に保管されたい。なお、通帳と通帳印は危機管理の面から、別々の施錠できる場所で保管することが適切と考える。

また、芸術と文化のまちづくり事業実行委員会規約に基づき事業を実施し、市補助金及び寄附金等により運営を行っているが、経理事務に関する規程について整備されていない。出納帳票を確認したところ、伝票に確認の押印がなく綴られていた。収入支出内容については、実行委員長及び会計担当者が確認の上処理され

ていたが、出納事務規程を作成してチェック体制を強化し、経済的な執行が確保されるよう市の契約規則を参考に関係規程を整備されたい。

イ 補助金の交付及び精算について

年度末において、次年度事業に必要となる消耗品等の購入が見受けられた。平成 28 年度の事業計画に対して交付される補助金を次年度の事業費に充てることは適切でないと考える。なお、不用額については、精算し市に返還されたい。

また、補助金の交付が 5 月となっており、4 月に支払いが必要な経費の支出に苦慮している。補助金交付決定は 4 月当初に行われていることから、交付時期について所管課と協議し、円滑な事業運営が行われるよう調整されたい。なお、年度当初に必要な経費の支出に対応するため、自主財源の確保を工夫し、健全運営に努められたい。

ウ 補助金の効果及び条件の履行確認等について

浜田市補助金等交付規則第 12 条では、実績報告書の提出を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し額を確定することとなっている。所管課において補助金額確定時の起案の際には、事業実績や決算状況から補助金の使途確認の結果や効果の検証について報告し、適正な執行が図られていることを明記されたい。

また、団体の運営に多額の補助金を交付し、市の関与が大きいことから、公益上の必要性を十分理解されるよう効果を検証されたい。補助金交付開始から 8 年が経過しており、事業効果、目的の達成状況を積極的に PRするとともに、組織体制の強化を図るため、今後の運営方法を検討されたい。